

三島市 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月改正)

令和7年4月

- 1 総合事業訪問介護(従前相当サービス)サービスコード表
- 2 訪問型サービス・活動A(生活支援サポーター)サービスコード表
- 3 総合事業通所介護(従前相当サービス)サービスコード表
- 4 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

1 A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(総合事業訪問介護)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	※ケアプランが1週に2回を超える程度かつアの計算において3727単位を超える場合		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位		日割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容のサービスである場合	※ケアプラン上に定める提供頻度によって、提供回数の上限を定める		287 単位	287	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(2)生活援助が中心である場合		所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容のサービスである場合			3 単位減算	-3	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(2)生活援助が中心である場合		所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容のサービスである場合			3 単位減算	-3	1回につき
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(2)生活援助が中心である場合		所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の	12% 減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II				(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算(月に1回を限度)				50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算			(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II				(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III				(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV				(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-1				(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-2					(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-3					(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-4					(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-5					(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-6					(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-7					(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-8					(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-9					(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-10					(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-11					(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-12					(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-13					(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-14					(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の76/1000 加算		

※ロでは、1ヵ月ごとにロ(1)とロ(2)の利用回数を足して月の合計回数を算出することとする。ケアプランにおいて1週に1回程度のサービスが必要とされた場合は1ヵ月の提供可能回数は合計5回までとする。ケアプランにおいて1週に2回程度のサービスが必要とされた場合は1ヵ月の提供可能回数は合計14回までとするが、うち生活援助の回数は週2回程度(月10回)までの提供とし、週2回を超える程度(月11回以上)の提供は認めない。また、アの合計が3727単位を超える場合は、月額包括報酬にて算定することとする。

※「同一建物減算」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※「介護職員等処遇改善加算」においては、イからホまでにより算定した単位数の合計を所定単位数とする。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

2 A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(訪問型サービス・活動A(生活支援サポーター))

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A2	2661	訪問型独自サービス/523	イ 1月当たりの回数を定める場合	生活支援	※ケアプラン上に定める提供頻度によって、提供回数の上限を定める	所要時間45分以上の場合 200 単位	200	1回につき
A2	C258	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/523	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合 2 単位減算	-2	
A2	D258	訪問型独自業務継続計画未策定減算/258	業務継続計画未策定減算	1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合 2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算/5	ロ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ハ 介護職員等処遇改善加算			(1)介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II				(2)介護職員等処遇改善加算(II) 所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III				(3)介護職員等処遇改善加算(III) 所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV				(4)介護職員等処遇改善加算(IV) 所定単位数の145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-1				(5)介護職員等処遇改善加算(V) (一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-2				(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) 所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-3				(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) 所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-4				(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) 所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-5				(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-6				(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-7				(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-8				(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-9				(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-10				(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-11				(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-12				(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-13				(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V-14				(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の76/1000 加算		

※イでは、ケアプランにおいて1週に1回程度のサービスが必要とされた場合は1ヵ月の提供可能回数は合計5回までとする。ケアプランにおいて1週に2回程度のサービスが必要とされた場合は1ヵ月の提供可能回数は合計10回までとする。

※「同一建物減算」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※「介護職員等処遇改善加算」においては、イからロまでにより算定した単位数の合計を所定単位数とする。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

3 A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(総合事業通所介護)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
				事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	その他		
A6 1111			通所型独自サービス11	1798 単位			1.798	1月につき
A6 1112			通所型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日 59 単位	59	1日につき
A6 1121			通所型独自サービス12	3621 単位			3.621	1月につき
A6 1122			通所型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日 119 単位	119	1日につき
A6 1113			通所型独自サービス21		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき
A6 1123			通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	1回につき
A6 C211			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11		事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6 C212			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 C213			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6 C214			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 C215			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6 C216			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6 D211			通所型独自業務継続計画未策定減算11		事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6 D212			通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 D213			通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6 D214			通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 D215			通所型独自業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6 D216			通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき
A6 6105			通所型独自サービス同一建物減算1		事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6 6106			通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1月につき
A6 6207			通所型独自サービス同一建物減算3		事業対象者・要支援1	94 単位減算	-94	1回につき
A6 5612			通所型独自送迎減算		事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47	片道につき
A6 5010			通所型独自生活上グループ活動加算		ハ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算	100	
A6 6109			通所型独自サービス若年性認知症受入加算		ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240	
A6 6116			通所型独自サービス栄養アセスメント加算		ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50	
A6 5003			通所型独自サービス栄養改善加算		ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200	
A6 5004			通所型独自サービス口腔機能向上加算 I		ト 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150	
A6 5011			通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160	
A6 6310			通所型独自一体的サービス提供加算		チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480	
A6 6011			通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1		(1) サービス提供体制強化加算(I)	88 単位加算	88	1月につき
A6 6012			通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6 6107			通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算(II)	72 単位加算	72	
A6 6108			通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6 6103			通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算(III)	24 単位加算	24	
A6 6104			通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6 4001			通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I		ス 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6 4002			通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A6 6200			通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I		ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6 6201			通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6 6311			通所型独自サービス科学的介護推進体制加算		ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40	1月につき
A6 6100			通所型独自サービス処遇改善加算 I		ワ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の92/1000 加算		
A6 6110			通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の90/1000 加算		
A6 6111			通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の80/1000 加算		
A6 6380			通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の64/1000 加算		
A6 6381			通所型独自サービス処遇改善加算 V1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の81/1000 加算		
A6 6382			通所型独自サービス処遇改善加算 V2		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の76/1000 加算		
A6 6383			通所型独自サービス処遇改善加算 V3		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の79/1000 加算		
A6 6384			通所型独自サービス処遇改善加算 V4		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の74/1000 加算		
A6 6385			通所型独自サービス処遇改善加算 V5		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の65/1000 加算		
A6 6386			通所型独自サービス処遇改善加算 V6		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の63/1000 加算		
A6 6387			通所型独自サービス処遇改善加算 V7		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の66/1000 加算		
A6 6388			通所型独自サービス処遇改善加算 V8		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の69/1000 加算		
A6 6389			通所型独自サービス処遇改善加算 V9		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の64/1000 加算		
A6 6390			通所型独自サービス処遇改善加算 V10		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の45/1000 加算		
A6 6391			通所型独自サービス処遇改善加算 V11		(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の63/1000 加算		
A6 6392			通所型独自サービス処遇改善加算 V12		(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6393			通所型独自サービス処遇改善加算 V13		(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の44/1000 加算		
A6 6394			通所型独自サービス処遇改善加算 V14		(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の33/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A6 8001			通所型独自サービス11・定超	1798 単位			1.259	1月につき
A6 8002			通所型独自サービス11日割・定超	59 単位			41	1日につき
A6 8011			通所型独自サービス12・定超	3621 単位			2.535	1月につき
A6 8012			通所型独自サービス12日割・定超	119 単位			83	1日につき
A6 8003			通所型独自サービス21・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	1回につき
A6 8013			通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A6 9001			通所型独自サービス11・人欠	1798 単位			1.259	1月につき
A6 9002			通所型独自サービス11日割・人欠	59 単位			41	1日につき
A6 9011			通所型独自サービス12・人欠	3621 単位			2.535	1月につき
A6 9012			通所型独自サービス12日割・人欠	119 単位			83	1日につき
A6 9003			通所型独自サービス21・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	1回につき
A6 9013			通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	1回につき

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、「A6 1111」「A6 1112」を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、「A6 1121」「A6 1122」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※「介護職員等処遇改善加算」においては、イからラまでにより算定した単位数の合計を所定単位数とする。

※「介護職員等処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

4 AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位			
種類	項目										
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	介護予防ケアマネジメントA 442 単位			442 単位	442	1月につき		
AF	2211	介護予防ケアマネジメントA高齢者虐待防止措置未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算		438 単位		438	
AF	2311	介護予防ケアマネジメントA虐待防止未実施・業務継続計画未策定減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	業務継続計画未策定減算	4 単位減算		434 単位	434
AF	2411	介護予防ケアマネジメントA業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算		4 単位減算			438 単位	438
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	介護予防ケアマネジメントC 206 単位			206 単位	206			
AF	2213	介護予防ケアマネジメントC高齢者虐待防止措置未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	2 単位減算		204 単位		204	
AF	2313	介護予防ケアマネジメントC虐待防止未実施・業務継続計画未策定減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	2 単位減算	業務継続計画未策定減算	2 単位減算		202 単位	202
AF	2413	介護予防ケアマネジメントC業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算		2 単位減算			204 単位	204
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算				300 単位加算	300			
AF	6141	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算				300 単位加算	300			